

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 二
- 地籍調査の成果について認証した件 三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 道路の供用を開始する件 三
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 三

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三
- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件 三
- 産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件 三
- 公共測量の実施の終了について通知があった件 三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三
- 宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件二件 三
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので宅地建物取引業法の規定により公告する件 三
- 福島県教育委員会
  - 学校教育法等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則 三
- 福島県警察本部
  - 一般競争入札を行う件 三
- 正 誤
  - 平成二十年一月十一日付け定例第九百四十三号中 三

## 告 示

### 福島県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要

は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年一月十八日から同年二月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 南相馬ショッピングセンター 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか

か

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

1 現在、工事中の県道小浜字町線が開通した際には、中心市街地への回遊を図るとともに、県道原町川俣線の交通渋滞緩和のため、国道六号を北上しショッピングセンターへ向かう方々を、県道小浜字町線へ誘導するよう努めること。

2 D棟(アミューズメント施設)の営業終了時間が翌日の午前零時となっているが、住宅に隣接するため営業時間の短縮に努めること。

3 敷地内の看板(ネオン)について色を控えるに努めること。

4 ペイントによる駐車スペースの設置では、場内を自由に車が往来することが予想され事故が懸念されるため、場内歩行者の安全確保に向け、歩道に防護柵を設置するよう努めること。

5 店舗へ誘導するための交通案内板等も福島県屋外広告物条例に基づく許可案件のため、関係機関との協議に努めること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見書の提出者

(一) 原町商工会議所

(二) 原町高等学校PTA、原町地区中・高PTA連絡協議会及び原町区小中学校PTA連絡協議会

(三) 個人千四百二十四名

2 意見の概要

(一) 原町商工会議所

(1) 混雑時における県道原町二本松線及び市道原町高倉線の交通渋滞を防ぐため、駐車場入口付近に交通整理員を配置し、店舗へのスムーズな誘導を図り、交通渋滞防止対策を講じること。

(2) 県道原町二本松線及び市道原町高倉線が共に通学路に利用されることから、駐車場出入口を横断する生徒の安全確保の徹底を図ること。

(3) 歩行者の安全確保のため、県道原町二本松線及び市道原町高倉線の十分な歩道幅を確保すること。

(4) 廃棄物及びごみの減量化とリサイクルの徹底を図ること。

(5) 南相馬市では、色付きトレイは可燃ごみ分類となり、リサイクルができないため、リサイクルが可能な白色トレイの使用の徹底を図ること。

- (6) 住宅や教育施設に面した駐車場の騒音対策として、高木等による緩衝帯を設置すること。
- (7) 夜間における駐車場管理の徹底により、青少年の非行及び犯罪の防止並びに騒音による迷惑行為の防止に努めること。
- (二) 原町高等学校PTA、原町地区中・高PTA連絡協議会及び原町区小中学校PTA連絡協議会
  - (1) 建設予定地北側及び南側道路は、児童生徒の通学路に当たることから、自転車通行可能な両側歩道、信号機及び交通規制標識を設置すること。
  - (2) ショッピングセンター出入口はもちろん、主要道路の交差点にあつては常に交通整理員を配置すること。
  - (3) 青少年の非行に繋がるおそれのある深夜営業を慎み、いわゆるたまり場にならないよう防犯灯及び防犯カメラを設置し、店舗内外に警備員を配置すること。
  - (4) 常に学校及び地域と情報交換を行い、交通安全対策、防犯及び環境対策を協議すること。
- (三) 個人千四百二十四名
  - (1) 出店予定地南側の県道原町二本松線は、県立原町高等学校の生徒の通学路であり、交通安全確保に大変不安であることから、交通渋滞や事故防止のために、道路が狭い県立原町高等学校の校門付近の駐車場出入口を廃止すること。
  - (2) 出店予定地北側の市道原町高倉線及び南側の県道原町二本松線は、県立原町高等学校の生徒や小中学校の児童生徒（百人以上）の通学路になっていることから、出店予定地の敷地内に道路を拡幅し、事故のないよう十分な歩道及び自転車道並びに横断歩道の確保を事業者負担で行うこと。
  - (3) 夜間の騒音、自動車ライトの照り返し、ネオン等は住宅に隣接しており安眠や日常生活への影響が心配され、また、青少年の健全育成の立場から、ゲームセンターなどの営業時間については、翌日の午前零時や午後十一時までとなっているのを遅くとも午後九時までに自粛すること。
  - (4) 交通渋滞や事故防止のため、出店予定地南側にある西町橋及び苜屋沢橋の拡幅を事業者負担で行うこと。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年一月十八日から同年二月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島県知事 佐藤 雄 平

- 二 ヨークベニマル泉店 福島市泉字宮内前一―五ほか
  - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
    - 1 県道福島飯坂線は交通量が多いため、出入口1及び2の来客車輛入出庫及び県道の歩行者、自転車の事故防止のため、特に混雑が予想される場合には、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。
    - 2 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応をお願いしたい。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
いわき市
- 二 成果の名称  
いわき市田人町荷路夫、旅人及び貝泊の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、会津宮川地区に係る県営かんがい排水事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十年一月二十一日から  
平成二十年二月十二日まで  
(二十三日間)
- 三 縦覧の場所  
河沼郡会津坂下町役場及び大沼郡会津美里町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東野塙線	東白川郡塙町大字常世 北野字赤坂一一九番一 地先から 同 郡同町大字常世 北野字赤坂前二三番地 先まで	変更前 変更後	六・〇〇 一一・〇〇	六五・〇〇 七五・〇〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤坂東野塙線	東白川郡塙町大字常世北野字赤坂一一九番一 地先から 同 郡同町大字常世北野字赤坂前二三番地 先まで	平成二〇年 一月一八日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定により、いわ

き市からいわき都市計画事業内郷東部第三土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(都市領域まちづくり推進グループ)

公 告

公告第二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人郡山のびのび福祉会

三 代表者の氏名

安田 悠方

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市富田町字細田五十五番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、学童、及び障害児に対して、保育・教育に関する事業を行うとともに、障害児・者ならびに、その家庭に対してのケアサポート、障害者に対しての生活介護に関する事業を併せて行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三十号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社高葉建設 代表取締役 高橋 大樹

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚三三二番地の三  
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚地内

- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
がれき類の破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
三六〇トン毎日（八時間）

（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

公告第三十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
八島建設有限公司 代表取締役 八島 慶通  
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下川原七番地
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
福島県南相馬市小高区神山字大豆谷地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
木くずの破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
一三・六トン毎日（八時間）

（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

公告第三十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、公共測量の実施の終了について、平成十九年十二月二十八日付けでいわき建設事務所長から次のとおり通知があった。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 いわき市三和町上永井地域
- 二 測量開始期日 平成十九年十月五日
- 三 測量終了期日 平成十九年十二月十九日
- 四 作業の種類 公共測量（二級基準点座標変換及び二級基準点測量）  
（土木総務領域総務予算グループ）

公告第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、石川町から石川都市計画火葬場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県中建設事務所企画調査グループ

（土木部都市領域都市計画グループ）

公告第三十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 聴聞の日時  
平成二十年一月三十一日 午前十時
- 二 聴聞の場所  
福島市杉妻町五番七十五号 県庁東分庁舎二階二〇一会議室
- 三 聴聞の内容  
郡山市富田町字権現林一番地の十五有限会社不動産クラブが宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため

（建築領域建築指導グループ）

公告第三十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 聴聞の日時  
平成二十年一月三十一日 午後一時三十分
- 二 聴聞の場所  
福島市杉妻町五番七十五号 県庁東分庁舎二階二〇一会議室
- 三 聴聞の内容  
郡山市島一丁目二十一番一号有限会社ゆいコーポレーションが宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため

（建築領域建築指導グループ）

公告第三十六号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建

物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。  
 なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。  
 平成二十年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 商号 有限会社エヴァーグリーン
- 二 代表者の氏名 青木 長一
- 三 免許の年月日 平成十七年十月四日
- 四 免許証番号 福島県知事（一）第二六三三号

（建築領域建築指導グループ）

### 福島県教育委員会

学校教育法等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十年一月十八日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第一号

##### 学校教育法等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（学校教育法施行細則の一部改正）

第一条 学校教育法施行細則（昭和二十九年福島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第四項中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。
- 第三条第一項及び第二項中「第五条」を「第六条」に改める。
- 第四条第一項及び第二項中「第六条」を「第七条」に改める。
- 第七条中「第七条」を「第九条」に改める。
- 第九条第一項中「第七条の三」を「第十一条」に改め、同条第二項中「第七条の四第一項」を「第十二条第一項」に改める。
- 第十条中「第七条の五」を「第十三条」に改める。
- 第十一条中「第七条の六」を「第十四条」に改める。
- 第十二条中「第七条の七」を「第十五条」に改める。
- 第十三条第一項中「第十五条」を「第二十八条」に改める。
- 第十五条中「第三十一条第一項」を「第四十条第一項」に改める。
- 第二十二条の二を削る。
- 第六号様式を削る。

（福島県立高等学校学則の一部改正）

第二条 福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第六十四条の三第一項」を「第一百三十一条」に改める。

（福島県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第三条 福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「第五十七条の五第一項」を「第八十七条第一項」に改める。  
 第十五条の三第三項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

（技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正）

第四条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則（平成三年福島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第五号の二第一項」を「第五号第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育振興領域県立学校グループ）

### 福島県警察本部

#### 福島県警察本部公告第2号

警察紹介パンフレット「福島の警察」発行業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県規程規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年1月18日

福島県警察本部長 久保 潤二

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量 警察紹介パンフレット「福島の警察」発行業務 一式
  - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 契約締結の日から平成20年3月21日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加資格者として認定されていること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示

した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成20年1月28日(月)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年2月6日(木)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は入札説明書による。

(会計課)

正 誤

ページ	段	行	正
			誤

○平成二十年一月十一日付け定例第九百四十三号中

一九	下	七							
			<table border="1"> <tr> <td>県北地域</td> <td>一一台</td> <td>一六台</td> </tr> <tr> <td>県中・県南地域</td> <td>九台</td> <td>一三台</td> </tr> </table>	県北地域	一一台	一六台	県中・県南地域	九台	一三台
県北地域	一一台	一六台							
県中・県南地域	九台	一三台							
			<table border="1"> <tr> <td>県北地域</td> <td>一一台</td> <td>一七台</td> </tr> <tr> <td>県中・県南地域</td> <td>九台</td> <td>一二台</td> </tr> </table>	県北地域	一一台	一七台	県中・県南地域	九台	一二台
県北地域	一一台	一七台							
県中・県南地域	九台	一二台							

